

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、上尾都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 上尾都市計画区域の位置等

上尾都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県 of 中央部に位置しています。
また、上尾都市計画区域に含まれる土地の区域は、上尾市、伊奈町の行政区域の全域です。

【3・5・61号上尾伊奈線】

本路線は、伊奈町大字小室字精進場を起点とし、伊奈町中央一丁目に至る延長約1,050m、幅員14mの幹線街路です。

II 変更の理由

上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町では、埼玉県が令和2年度から着手した社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しを契機として、3・4・57号上尾伊奈線を含む長期未整備となっている都市計画道路の見直しの検証を進めてきました。

このたび、3・4・57号上尾伊奈線の必要性や構造の適正さを検証した結果、上尾市区域の県道さいたま菖蒲線との交差部から伊奈町大字小室字間松までの区間においては、市街化調整区域に位置し、沿道の土地利用が限定的で、将来の停車需要や歩行者交通量が少ないことが想定されるため、幅員構成を見直し、当該区間の幅員を18mから14mに変更します。

従来、幅員16m以上の都市計画道路については、県決定とされていたところ、平成10年都市計画法施行令改正に伴い、道路幅員に基づく都市計画決定権者に関する規定が廃止されたことから、3・4・57号上尾伊奈線を上尾市区間、伊奈町区間に分割し、別路線としてそれぞれ都市計画手続きを行い、伊奈町区間を3・5・61号上尾伊奈線として新たに決定します。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・5・61号 上尾伊奈線	約1,050m	2車線	14m	・路線の追加

IV 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（上尾市決定）